

盛岡市監査委員告示第 31 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 25 年 10 月 28 日

盛岡市監査委員	熊 谷 喜美男
同	藤 尾 善 一
同	佐 藤 敬 三
同	川 村 幸 子

- |              |                               |
|--------------|-------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 25 年 6 月 5 日付け 25 盛監第 20 号 |
| 2 対象部署及び事項   | 総務部危機管理課に係る指摘事項               |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。                       |

25 盛危第 28 号

平成 25 年 7 月 31 日

盛岡市監査委員 熊谷喜美男  
盛岡市監査委員 藤尾 善一  
盛岡市監査委員 佐藤 敬三  
盛岡市監査委員 川村 幸子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 25 年 6 月 5 日付け 25 盛監第 20 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 総務部 危機管理課）

業務委託契約の締結に当たり、消費税の免税事業者に対し消費税を計上しているもの及び誤った委託期間で予定価格を積算しているものが 2 件みられたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

予定価格の積算及び契約事務の執行に当っては、財務規則に則った適正な事務処理が行われているか決裁時の確認徹底を所属長及び課員全員に指示した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 消費税の免税事業者に対し消費税を計上しているものについては、業務委託契約の締結相手先が消費税の免税事業者であることを確認せず、予定価格を積算してしまったものである。

事業完了の精算結果に基づき、過大となる消費税相当額については、受託者と変更協議のうえ戻入手続きを行なった。

イ 誤った委託期間で予定価格を積算していたものについては、業務委託の履行期間が、契約事務に時間を要したこと等により、予算要求時に計画されていた期間よりも短縮されることとなったが、期間の短縮分を考慮しないまま予定価格を積算してしまったものである。

業務実績等について、領収証の写し等関係書類の精算確認を行った結果、仕様書

様式第 15 号 措置状況通知書（その 1）（第 8 関係）

に定める業務が契約金額どおり適正に執行されていることから、現契約金額により精算処理することとした。今後、予定価格の積算に当っては、2名以上の職員が内容の確認を行うこととし、再発の防止に努める。